

解散公告

当社は、令和八年六月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月二十一日

宮崎県宮崎市祇園三丁目一七六番地一一二
〇二 KOTONARI宮崎株式会社
代表清算人 三輪 亮治

解散公告

当社は、株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月二十一日

鹿児島市春山町一一〇三番地一〇
有限会社下迫瓦工事店
清算人 下迫 玉珠

解散公告(第一回)

当法人は、令和七年三月二十四日開催の理事会及び評議員会の議決により令和八年二月二十日北海道知事の認可を受けて解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月二十一日

北海道上川郡上川町北町三三番地
学校法人上川学園
清算人 谷越 一仁

解散公告(第一回)

当法人は、令和八年六月十九日福島地方裁判所の解散命令の確定により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月二十一日

福島県二本松市油井字桑原九九番地
清算法人長谷寺
清算人 井上 航

解散公告(第一回)

当組合は、令和八年七月十七日静岡県知事の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月二十一日

静岡県袋井市国本八四一番地
袋井市土橋土地区画整理組合
代表清算人 大庭 哲夫

解散公告(第一回)

当法人は、令和八年六月八日開催の責任役員会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月二十一日

愛知県名古屋市中区雪見町一丁目六番地
神ながら教千種教会
清算人 今井田志津子

解散公告(第一回)

当組合は、解散いたしましたので、当組合に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月二十一日

京都府京丹後市網野町和田七二八番地
農事組合法人ヤマユリ牧場
清算人 末次 成良

解散公告(第一回)

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月二十一日

大阪府東大阪市旭町三番四号
医療法人山下歯科
清算人 山下 早苗

解散公告(第一回)

当土地改良区は、令和八年五月二十七日鳥取県知事の認可により解散いたしましたので、当土地改良区に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月二十一日

鳥取県岩美郡岩美町大字浦富六七五番地一
岩美土地改良区
代表清算人 亀井 勲

解散公告(第一回)

当法人は、令和七年五月二十五日開催の教会総会の決議により令和八年五月二十日鳥根県知事の許可を受けて解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月二十一日

島根県出雲市多伎町久村二九八番地の一
宗教法人日本ナザレン教団久村教会
清算人 中出 潤一

解散公告(第一回)

当法人は、令和七年六月五日開催の通常総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から三箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月二十一日

熊本県玉名市玉名二〇七九番地
職業訓練法人玉名職業訓練運営会
清算人 上嶋 秀徳

解散公告(第二回)

当法人は、令和八年六月十二日福島地方裁判所郡山支部の命令により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載(令和八年七月十七日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月二十一日

福島県本宮市本宮字戸崎七一番地
宗教法人顕本教会
清算人 宗教法人顕本教会
四階 うねめ法律事務所
清算人 弁護士 稲葉 裕之

解散公告(第二回)

当法人は、令和八年六月三十日をもって、医療法第五十五条第一項第五号の定めにより解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載(令和八年七月十六日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月二十一日

神奈川県三浦郡葉山町上山口字間門一五六〇番三九
株式会社湘南国際村協会
代表取締役 田熊 徹

所在不明株主の株式の売却に伴う異議申述の公告

当社は、左記の所在不明株主の株式を売却することとしたので、これに対し異議のある利害関係人は、本公告掲載の翌日から三箇月以内にお申し出下さい。

令和八年七月二十一日

記

株主名簿上の株主の氏名または名称及び住所
株式会社湘南建機サービス 神奈川県横須賀市池上五丁目一三番一号
川島 陽子 神奈川県三浦郡葉山町一色一九一三番地
松本 直 神奈川県鎌倉市材木座六丁目一三番一三三
松本美恵子 神奈川県鎌倉市材木座六丁目一三番一三三
株主の種類及び数
普通株式 二〇株
普通株式 一〇株
普通株式 一〇株

令和八年七月二十一日

埼玉県久喜市久喜中央二丁目七番二〇号
医療法人社団ユーアイエメリー会
清算人 鈴木 健夫

解散公告(第三回)

当法人は、令和七年十月二十四日理事会の決議により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載(令和八年七月七日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月二十一日

札幌市中央区南十七条西九丁目一番三五号
学校法人札幌いづみ学園
代表清算人 穴倉 迪彌

解散公告(第三回)

当法人は、令和八年二月二十八日定款所定の解散事由の発生により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載(令和八年七月十四日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月二十一日

神奈川県相模原市南区古淵二丁目一八番三
号山政第一ビル三階
医療法人社団あさや皮膚科
清算人 浅谷 実幸

解散公告(第三回)

当法人は、令和八年三月二十四日定款所定の解散事由の発生により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載(令和八年七月十四日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月二十一日

横浜府港南区港南台七丁目四二番三〇号
サンライズ港南台一階 医療法人貞伸会
清算人 仲 克巳